

別紙 2

(協定第 5 条関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 3 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	1百万円
H 1 9	55百万円
H 2 0	315百万円
H 2 1	629百万円
H 2 2	0百万円
H 2 3	0百万円

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五ヵ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

平成18年度、平成19年度は実績値を記載している。